

令和7年度

定期監査等結果報告書

(デジタル化推進室)

豊前市監査委員

1. 監査の基準

本監査は、豊前市監査基準（令和2年監査委員告示第1号）に基づいて実施した。

2. 監査等の種類

定期監査

3. 監査の対象、範囲

(1) 対象 デジタル化推進室

(2) 範囲 令和7年4月1日から令和7年10月31日までに執行された財務事務並びにその他の事務の執行状況

4. 監査等の着眼点

(1) 事務事業の執行にあたっては、住民の福祉増進、市民負担の軽減、市民サービスの向上に努めているか。

(2) 事務事業等の執行が法令、条例、規則、予算及び議決等に基づきなされているか。

(3) 予算の執行、収入、支出、契約及び財産の管理等の事務は適正かつ効率的に行われているか。

(4) リスク管理体制（チェック体制）の整備は適切か。また、その体制は有効に運用されているか。

(5) 文書の処理方法、諸帳簿の記帳整理は適正に行われているか。

(6) 前回における指摘事項についての検討、改善がなされているか。

5. 監査等の主な実施内容

監査委員、事務局、関係職員出席のもと事前に提出を求めた監査資料について説明を受け、質問するなどの実情聴取を実施した。また、提出された諸帳簿等の関係資料を検査するとともに、必要に応じ事務局から質問、実査等を行った。

6. 監査の実施場所並びに日程及び監査の期間

(1) 実施場所 豊前市役所 監査委員事務局

(2) 日 程 ア. 概要説明 令和7年12月18日

イ. 講 評 令和8年 1月13日

(3) 期 間 令和7年11月13日 ～ 令和8年1月13日まで

7. 監査の結果

財務等に関する事務事業は、概ね適正に執行されているものと認められたが、一部の事務処理において改善、検討を要する事項が見受けられたので、これらについては適正な事務処理を行うとともに、今後は十分研鑽され、財務事務等の執行について万全を期されるよう望むものである。なお、改善、検討を要する事項は次のとおりである。

記

1. 契約事務について

- (1) 豊前市基幹系システム調達業務委託契約は、令和6年9月議会において債務負担行為が設定されている状況でありながら、契約形態が長期継続契約となっている。

「債務負担行為」とは、予算の単年度主義の例外として2ヶ年に及ぶ事業など将来の支出を伴う予算を計上する手法である。一方、「長期継続契約」は、予算の範囲内で給付を受けることを条件として複数年度に渡る契約を締結する仕組みであり、それぞれ異なる目的を持つ制度である。本事業では、これら趣旨の異なる手法が併存している状況となっている。

大規模な電算関係事業が予定されることを考慮すると、制度の適合性や契約形態について混同しないよう整理することが必要である。そのため、今後は財政担当者や契約担当者と一堂に会して協議する機会を設け、より適切な業務運営の遂行に努めていただきたい。

- (2) 委託契約において、契約保証金の免除適用条項が記載されていない契約書が見受けられた。契約保証金を免除する場合は、豊前市財務規則第116条各号いずれかの要件を満たしていることを契約書に明記し、さらにその根拠を書面等で確認しておく必要がある。適正な契約事務を実現するため、必要な措置を講じられたい。

2. 備品の管理について

市が所有する多数のパソコンについて、管理台帳を用いて適切に管理している点は評価に値するものであった。一方、執務室内で使用している事務用品の一部について、備品台帳への記載が確認できなかった。これらは、機構改革に伴い前部署から移管された備品であるが、移管時に備品台帳の整理が行われないうちに現在に至っている状況のようであった。

備品は、本市にとって貴重な財産であり、その管理は適切に行われることが求められる。現物と備品台帳に不一致が確認された場合は、速やかに現物確認を行い、備品台帳を整備するようしていただきたい。適正な管理運用が図られるよう、早急な対応を望むものである。